

船舶事故調査報告書

平成22年8月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲也

委員 根本 美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成21年10月11日 12時34分ごろ
発生場所	大分県佐伯湾 竹ヶ島灯台から真方位319° 4,800m付近 (概位 北緯33° 01.1′ 東経131° 56.9′)
事故調査の経過	平成22年5月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 小型兼用船 第二茶茶丸 ^{ちやちや} 、4.2トン 294-16698大分、個人所有 11.61m(Lr)×2.61m×0.94m、FRP ディーゼル機関、279kW、平成2年3月 B 小型兼用船 SATOMARUⅢ ^{サトマルスリー} 、5トン未満 293-25596大分、個人所有 7.09m(Lr)×2.20m×0.85m、FRP ディーゼル機関、54kW、平成4年4月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 56歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成18年4月14日 免許証交付日 平成18年4月14日 (平成23年4月13日まで有効) B 船長B 男性 57歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和62年7月30日 免許証交付日 不詳 (平成24年7月29日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	A 船首及び船底外板擦過傷、プロペラガード曲損等 B 船尾部圧壊、沈没、全損
事故の経過	A船は、船長A1人が乗り組み、友人2人を乗せ、約14ノットの対地速力で手動操舵により北西進中、船長Aが、船首方にB船を視認したのち、間もなく居眠りに陥り、片白島 ^{つづもと} 北方沖葛籠瀬付近で、平成21年10月11日（日）12時34分ごろA船の船首とB船の右舷船尾が衝突し、B船の船尾を乗り切った。 B船は、船長B1人が乗り組み、葛籠瀬付近で船首を北に向けて錨泊して釣りを行っていたところ、船長Bが、約120mに接近したA船を初認

	<p>し、知人の船が近づいてくるのだらうと思っていたが、間近に迫って知人の船ではないと分かったときには、どうすることもできず、海中に飛び込んだ直後、両船が衝突した。</p> <p>船長Bは、付近で釣りをしていた他船に救助され、B船は、損傷した船尾から浸水して沈没した。</p>								
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の末期</p>								
その他の事項	<p>船長Aは、前夜20時～02時ごろまで飲酒し、約3時間の睡眠をとって起床し、12時ごろ佐伯港内の係留地を出港して約5分で釣り場に到着し、釣りを始めて約10分で竿が折れたため、係留地に戻ることにした。</p> <p>船長Aは、単独で操舵室内のいすに腰掛けて操船し、前方にB船を視認したのち、周囲に他船を見ていなかった。</p> <p>A船に乗船していた友人2人は、事故発生時、船首甲板に座っていた。</p>								
分析	<table border="1"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>A船は、佐伯湾奥の葛籠瀬付近を北西進中、船長Aが居眠りに陥ったため、前路で錨泊中のB船に向かって航行し、B船と衝突した可能性があると考えられる。</p> <p>船長Aは、前夜20時ごろから約6時間かけて飲酒して睡眠時間約3時間の状態で出航したこと、周囲に他船を見なかったこと、及び単独で操舵室内のいすに腰掛けて操船したことが関与して居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、錨泊中、船長Bが、B船に向けて接近するA船を視認していたものと考えられる。</p> <p>船長Bは、A船を知人の船だらうと思って様子を見ていたため、衝突を回避する動作がとれなかった可能性があると考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>A船は、佐伯湾奥の葛籠瀬付近を北西進中、船長Aが居眠りに陥ったため、前路で錨泊中のB船に向かって航行し、B船と衝突した可能性があると考えられる。</p> <p>船長Aは、前夜20時ごろから約6時間かけて飲酒して睡眠時間約3時間の状態で出航したこと、周囲に他船を見なかったこと、及び単独で操舵室内のいすに腰掛けて操船したことが関与して居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、錨泊中、船長Bが、B船に向けて接近するA船を視認していたものと考えられる。</p> <p>船長Bは、A船を知人の船だらうと思って様子を見ていたため、衝突を回避する動作がとれなかった可能性があると考えられる。</p>
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>A船は、佐伯湾奥の葛籠瀬付近を北西進中、船長Aが居眠りに陥ったため、前路で錨泊中のB船に向かって航行し、B船と衝突した可能性があると考えられる。</p> <p>船長Aは、前夜20時ごろから約6時間かけて飲酒して睡眠時間約3時間の状態で出航したこと、周囲に他船を見なかったこと、及び単独で操舵室内のいすに腰掛けて操船したことが関与して居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、錨泊中、船長Bが、B船に向けて接近するA船を視認していたものと考えられる。</p> <p>船長Bは、A船を知人の船だらうと思って様子を見ていたため、衝突を回避する動作がとれなかった可能性があると考えられる。</p>								
原因	<p>本事故は、佐伯湾奥の葛籠瀬付近において、A船が北西進中、B船が錨泊中、船長Aが居眠りに陥ったため、前路のB船に向かって航行し、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>								